

平成30年12月21日



国土交通省
九州地方整備局 宮崎河川国道事務所
延岡河川国道事務所



宮崎県
県土整備部 道路保全課

平成30年度宮崎県道路メンテナンス会議(第2回)を開催 併せて、宮崎県道路鉄道連絡会議も同日開催

点検5ヵ年計画の最終年度にあたり、当年度の点検実施状況を確認し、全数点検達成に向けて連絡・調整を行います。

宮崎県内の道路インフラは、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後急速に老朽化が進むことが見込まれています。国・地方ともに厳しい財政状況のなか、老朽化した道路インフラの補修や更新を確実に実施していくことが重要な課題となっています。

これまでも、老朽化対策の課題の把握や地方公共団体の取組に対する体制支援などを実施しているところですが、さらなる支援を推進していきます。

【日 時】 平成30年12月26日(水)

13:30～ 平成30年度宮崎県道路鉄道連絡会議

1. 道路鉄道連絡会議の位置づけ
2. 跨線橋の点検実施率及び点検結果(九州・宮崎県内)
3. 意見交換等

15:00～ 平成30年度宮崎県道路メンテナンス会議(第2回)

1. 道路メンテナンス年報の公表
2. 平成26～29年度点検実施状況及び点検結果(九州・宮崎県内)
3. 平成26～28年度点検施設に対する修繕着手率(九州・宮崎県内)
4. 意見交換等

【場 所】 宮崎市中央公民館 3階大研修室 (宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7)

報道機関の皆様へ

会議の傍聴、取材は可能です。ただし、意見交換は非公開とさせていただきます。
カメラ撮りは、会議の進行に支障のないようお願いします。
道路メンテナンス会議の開始時間は、予定時間より前後する場合があります。
取材をされる場合は、前日、12月25日(火)17時までに、下記の問い合わせ先(上村)へ連絡願います。

— 発表記者クラブ — 宮崎県政記者クラブ

《問い合わせ先》

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 (宮崎県道路メンテナンス会議事務局)

代表電話 0985-24-8221

道路管理第二課直通 0985-24-8512

(議題について) 総括保全対策官 もり けんじ 森 賢二 (内線308)

(開催庶務関係について) 保全対策官 かみむら てつや 上村 哲也 (内線404)

会議会場場所案内図

< 総合体育館駐車場案内 >



宮崎県道路メンテナンス会議

《設立の目的》

道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、宮崎県内の道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(宮崎県道路メンテナンス会議規約より抜粋)

- (1)設置 平成26年5月28日 (第1回会議)
- (2)構成 宮崎県内の全道路管理者(国、県、26市町村、県道路公社、高速道路会社)
- (3)会長 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長
- (4)会議開催経緯
 - [平成26年度] 3回
 - [平成27年度] 3回
 - [平成28年度] 2回
 - [平成29年度] 2回
 - [平成30年度] 平成30年7月18日 第1回



設立 第1回会議 開催状況

参考 道路法 抜粋
(協議会)

第28条の2 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

専門部会 宮崎県道路鉄道連絡会議

《設立の目的》

道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正に基づき設置するもので、宮崎県道路メンテナンス会議規約第5条第1項に規定の「専門部会」に位置づけるものとし、宮崎県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(宮崎県道路鉄道連絡会議 規約より抜粋)

- (1)設置 平成29年2月8日 (第1回会議)
- (2)構成 宮崎県内の道路管理者 鉄道事業者
(国、県、15市町、県道路公社、高速道路会社 JR九州 JR貨物)
- (3)会長 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長
- (4)会議開催経緯
[平成28年度] 平成29年 2月 8日
[平成29年度] 平成30年 3月27日



設立 第1回会議 開催状況

参考 道路法施行規則 抜粋

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第4条の5の5 令35条の2第2項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
(略)

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。